

2021年1月8日

大学院生 各位

大学院歯学研究科研究科長 矢島安朝

「緊急事態宣言（2021.1.7）」発出後の大学院生の活動について

掲題の件についてご連絡します。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、緊急事態宣言が発出されました。

このことに伴う病院の診療体制、学部学生の講義・実習の体制は現状のまま（従来通り）であります。したがって大学院生に関しても、引き続き「大学院生の新しい学内生活様式（2020.6.1 通達、2020.7.16 追加）」を遵守し、十分な感染予防対策を実施した上で、現状（従来通り）の研究・診療・教育活動を継続して下さい。

なお、「研究室での密集等の問題」に関しての出校調整は、個々の講座の実情に合わせて主任教授の指示に従って下さい。